

渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金 申請のご案内（手引き）

目次

事業概要	1
対象者	1
対象住宅	1
補助額	2
加算額	2
申請手続	2
居住誘導区域	5
よくある質問	7
問合せ	8

令和7年4月

事業概要

都市の拡散化が進む中、人口減少に対応した持続可能な集約型の都市構造へ緩やかな転換を図るため、令和3年11月に「渋川市立地適正化計画」を策定しました。この計画で定める居住誘導区域^{※1}（渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺）への居住の誘導を促進するため、住宅を取得^{※2}（新築または購入）する市民に最大60万円を補助します。

※1… 区域はP5～6を参照

※2… 請負契約または売買契約により、適正な対価を支払い入手し、自己の名義で所有権保存登記または所有権移転登記を完了すること（2親等以内の親族との売買は除く）。

対象者（交付申請時に以下の要件全てを満たす方）

- ☐ 請負（売買）契約日の前日までに認定申請を行い、事業計画の認定を受けている者
- ☐ 対象住宅の所有者
- ☐ 対象住宅の所在地において住民登録を行い、住民登録地を生活の本拠としている者
- ☐ 本市に住民登録をした日（対象住宅建替えのため、1年未満市外に転出していた場合は、転出前の本市に住民登録をした日）から2年が経過している者
- ☐ 対象住宅の取得に伴い、市の助成金等の交付を受けていない者（対象住宅が共有名義の場合は、その全ての者が受けていないこと。）
- ☐ 市税を滞納していない者
- ☐ 暴力団員でない者

対象住宅

- ☐ 居住誘導区域内に所在していること
- ☐ 玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上であること
- ☐ 売買により対象住宅を取得する場合は、宅地建物取引業者が売主または仲介していること
- ☐ 増築の場合は、増築部分の床面積が50平方メートル以上であること
- ☐ 別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的としたものでないこと

補助額

基本額として**20万円**を補助します。（**加算額を含めると最大60万円**）

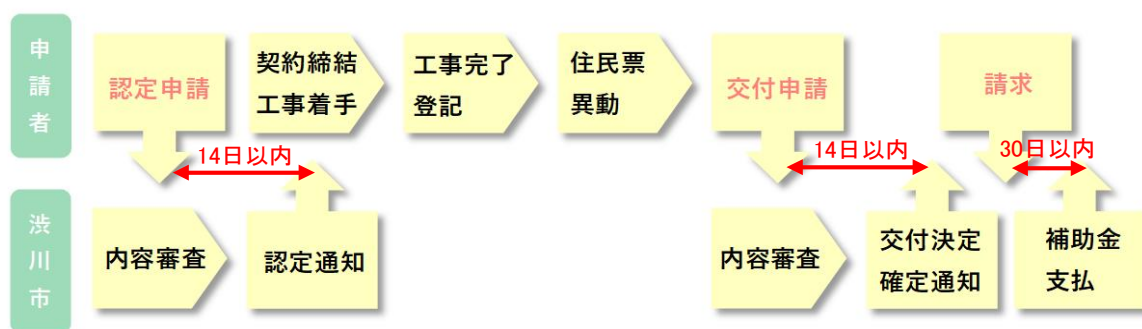
加算額（加算額の上限は40万円）

次のいずれかに該当する場合は、補助額に加算します。

若者加算	申請者または配偶者（パートナーシップ宣誓を行った相手方も含む。）が
	30歳以上40歳未満の場合5万円
	30歳未満の場合10万円
子育て加算	申請者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる場合1人につき5万円
区域外加算	認定申請の日における住民登録地が居住誘導区域外の場合5万円
	（対象住宅建替えのため、住所変更した場合は、変更前の住民登録地）
地区加算	対象住宅の所在地が居住誘導区域の渋川市役所周辺・渋川駅周辺の場合10万円
ハザード加算	認定申請の日における住民登録地が災害レッドゾーン※ ¹ の場合10万円
	（対象住宅建替えのため、住所変更した場合は、変更前の住民登録地）
耐震加算	対象住宅が日本住宅性能表示基準で定める耐震等級2以上または免震建築物の場合10万円

※1… 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域をいいます。

申請手続



※申請書は市ホームページまたは都市政策課窓口にあります。

※代理人に手続を委任する場合は、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金委任状（様式第11号）を提出してください。

1 認定申請（「事業計画認定申請書」の提出）

請負契約又は売買契約の前日までに、下記書類を提出してください。事業計画の認定は、補助金の交付決定及び交付に関する予約や確約ではないことに留意してください。

チェック

- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
※申請書を自身で印刷する場合は、両面で行ってください。
- ☐ 対象住宅の案内図（広域の位置図）及び各階平面図（間取図）
- ☐ 対象住宅取得に関わる見積書の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類

○【フラット35】地域連携型の申請について

本補助金利用予定者が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が一定期間引き下げとなります。

種別	引下げ期間	引下げ幅	要件
地域活性化	当初5年間	年▲0.25%	本補助金の利用予定者
子育て支援	当初5年間	年▲0.5%	本補助金の利用予定者かつ 子育て加算の該当者

利用される方は、補助金の認定申請と同時かそれ以降に、都市政策課へ下記書類を提出してください。要件などを確認後、【フラット35】地域連携型利用対象証明書を交付しますので、【フラット35】の借入契約までに取扱金融機関へ提出してください。

- ☐ 【フラット35】地域連携型利用申請書

- ☐ 住民票若しくは母子手帳の写し（子育て支援を利用する場合に限る）

※【フラット35】地域連携型利用対象証明書は、【フラット35】の借入れ及び補助金の交付を確約するものではありません。

2 契約・（工事）・登記・住民票の異動

事業計画認定申請書の提出後、契約～住民票の異動を行ってください。

3 「認定計画中止届出書」の提出

認定を受けた事業計画を中止する場合は、下記書類を提出してください。

- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金認定計画中止届出書（様式第3号）

4 交付申請（「補助金交付申請書」の提出）

認定通知から2年以内かつ所有権保存（移転）登記から6月以内に下記書類を提出してください。

チェック

- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付申請書（様式第5号）
- ☐ 世帯全員の住民票（続柄有、対象住宅の所在地に住所変更済）
- ☐ 市税の未納がないことの証明書（完納証明書等）、市税が課税されていない人は非課税証明書等
- ☐ 対象住宅の建物の登記事項証明書（所有権保存登記または所有権移転登記が完了したもの）
- ☐ 対象住宅の工事請負契約書または売買契約書等の写し
- ☐ 戸籍全部事項証明またはパートナーシップ宣誓書受領証等の写し（配偶者等が若者加算を受ける場合に限る。）
- ☐ 対象住宅の案内図（広域の位置図）及び各階平面図（間取図）（認定申請時から変更があった場合に限る。）
- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金共有名義者同意書（様式第6号）（共有名義の場合に限る。）

対象住宅が耐震等級2以上または免震建築物であることを確認できる次のいずれかの書類の写し（耐震加算を受ける場合に限る。）

- ☐
 - （1）住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
 - （2）独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書または現金取得者向け新築対象住宅証明書
 - （3）長期優良住宅の認定申請の際に使用する技術的審査適合証または長期使用構造等である旨の確認書
 - （4）認定通知書など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類、設計内容説明書等
 - （5）その他耐震等級2以上または免震建築物であることを証明した書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

5 請求（「補助金請求書」の提出）

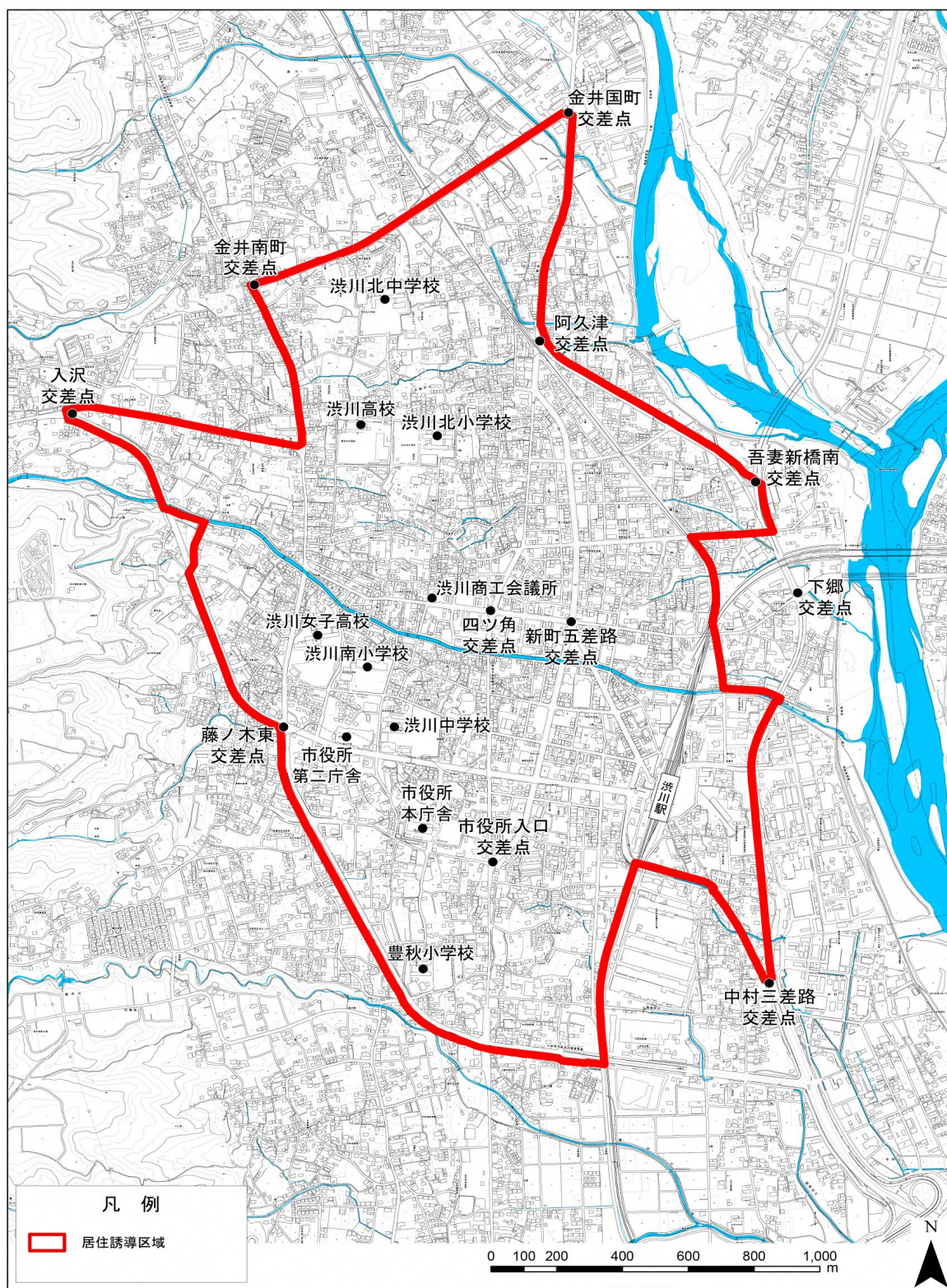
補助金交付申請後、市から「補助金交付決定兼確定通知書」が届いたら、下記書類を提出してください。

チェック

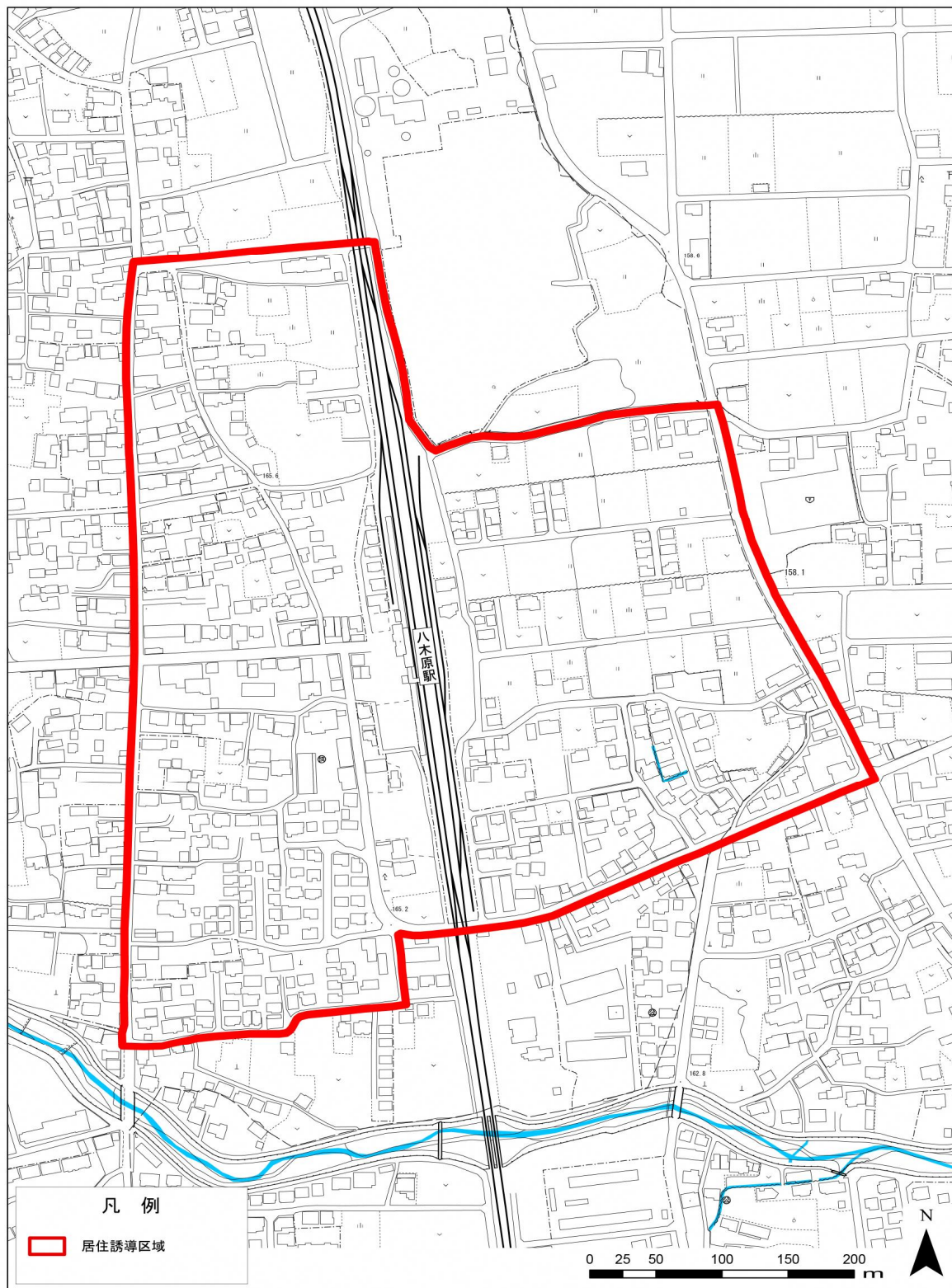
- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金請求書（様式第8号）
- ☐ 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定兼確定通知書の写し

居住誘導区域

1 渋川市役所周辺・渋川駅周辺



2 八木原駅周辺



よくある質問

1 対象者に関すること

- (1) 住宅を取得して渋川市に転入します。対象になりますか。
⇒ 対象外です。交付申請時点において、本市に住民登録をしてから2年以上経過していることが条件となります。ただし、建替えのため一時的に市外へ転出されていた方については、対象になる場合があります。
また、移住者向けの助成事業を市民協働推進課で行っていますので、併せて確認してください。
- (2) 夫婦の共有名義で住宅を取得します。申請者は誰ですか。
⇒ 共有名義の場合、代表者1名が申請者となります。

2 対象住宅に関すること

- (1) 併用住宅は対象になりますか。
⇒ 対象になります。対象の住宅は、住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）並びに区分所有されたマンション及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物です。
- (2) 別荘として住宅を取得する場合は、対象になりますか。
⇒ 対象外です。別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的とするものは対象外です。
- (3) 中古住宅（空き家）は対象になりますか。
⇒ 対象になります。
- (4) リフォームは対象になりますか。
⇒ 対象外です。
- (5) 現在親が住んでいる住宅を子に売の場合は、対象になりますか。
⇒ 対象外です。2親等以内の親族との売買契約、相続、贈与、交換による取得は対象外です。

3 事業計画認定申請・補助金交付申請に関すること

- (1) 住宅取得に係る契約後に事業計画認定申請書を提出できますか。
⇒ できません。本補助金は、住宅取得にあたり場所を決める際に、居住誘導区域内を選択してもらうための動機付けとして実施していますので、ご理解ください。
- (2) 事業計画認定申請をしていません。補助金交付申請はできますか。
⇒ できません。

- (3) 申請はどのタイミングで行えばよいですか。
⇒ 事業計画認定申請は、住宅取得に係る契約前に申請してください。補助金交付申請は、認定通知から2年以内かつ所有権保存（移転）登記から6か月以内に申請してください。
- (4) 事業計画の認定を受けましたが、補助金の交付は確約されますか。
⇒ されません。補助金の交付決定及び確定は、補助金交付申請後になりますので、認定の段階では確約されません。
- (5) 住宅取得に係る請負（売買）契約後に、変更契約を行います。事業計画認定申請は、どちらの契約前に行う必要がありますか。
⇒ 請負（売買）契約日の前日までに行ってください。
- (6) 土地取得に係る契約後に住宅取得に係る契約を行います。事業計画認定申請は、どちらの契約前に行う必要がありますか。
⇒ 住宅取得に係る契約日の前日までに行ってください。
- (7) 事業計画認定申請は、住宅取得に係る契約日と同日でも提出できますか。
⇒ できません。住宅取得に係る契約日の前日までに行ってください。
- (8) 若者加算の年齢や子育て加算の子ども的人数は、いつ時点で計算しますか。
⇒ 補助金交付申請日を基準日とします。

4 その他

- (1) 居住誘導区域はどのようにして確認できますか。
⇒ 本手引や市ホームページにおいて、区域の記された地図を掲載しています。また、都市政策課にお電話にて確認もできます。
- (2) 居住誘導区域外で住宅を取得する場合は、対象になりますか。
⇒ 対象になりません。
- (3) 他の補助金等との併用は可能ですか。
⇒ 本市の住宅取得に係る他の補助金等（渋川市移住者住宅支援事業助成金）との併用はできません。

問合せ

（来庁）渋川市石原6番地1 渋川市都市政策課計画係（第二庁舎）

（郵送）377-8501 渋川市石原80番地

☎0279-22-2073 ✉toshi-sei@city.shibukawa.gunma.jp

<https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/hikkoshi/p009554.html>



渋川市 居住誘導 補助金

検索